

2019年2月26日

四国電力株式会社
社長 佐伯勇人様

未来を考える脱原発四電株主会
共同代表 本田耕一 佐藤公彦 丸井美恵子 内田知子

公開質問書 (11)

質問1 過酷事故発生時の避難計画の改善策について

当社は、公開質問書(10)の回答(2018年12月3日付)において、伊方原発3号機差し止め棄却決定(高松高裁2018年11月15日)は、「伊方発電所3号機の安全性は確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものである」と記しています。

とはいえ、高松高裁(神山隆一裁判長)の「決定要旨」によれば、過酷事故発生時の避難は「わが国の他の原子力発電所に比較しても」「困難が予想される」と言い、①民間バス会社の協力の困難、②海路輸送能力への懸念、③放射線防護施設の不足、の3点を挙げて「不十分であると思われる」と指摘しています。

さらに、「本件仮処分とは別に、市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく、この点の対策は、火山における破局的噴火や巨大噴火の場合のように、社会通念を理由に、先送りにすることは到底許されるものではない」と強く迫っています。

さて、質問です。「住民の避難計画の策定等は、基本的に市町村の責務とされて」いるとはいえ、大規模な自然災害や原子力事故に際し、当社の責任が免れるわけではありません。事実、「原子力災害対策特別措置法」には「原子力事業者の責務」、「関係機関の連携協力」が義務付けられています。当社は、高松高裁決定以降、上記3点についてどのような改善策を講じたのか、それぞれ具体的にお答え下さい。

併せて、周辺自治体及び国とどのような「協議」をしたのか、その日付、協議内容を具体的ににお答え下さい。

質問2 伊方原子力発電所3号機をいつまで稼働させるのか

公開質問書(10)において私たちは「当社はいつまで原発を基幹電源と位置付けるのですか」と問い、稼働後24年の3号機の耐用年数も踏まえ、当社のいう「将来に亘って一定規模を維持していく」という「将来」とは具体的にいつなのかを質問しました。

ところが、当社の回答(2018年12月3日)では「長期的に有効活用してまいりたいと考えております」というもので、誠意ある回答にはなっていません。

さて、質問です。当社の主張する「将来」や「長期的」とはいつなのか具体的な数字を挙げてお答え下さい。併せて、「一定規模」とはいくらなのか。当社の全供給電力に占める割合を具体的な数字を挙げてお答え下さい。もし現時点で決めていないのなら、その理由を挙げてお答え下さい。

質問3 伊方原発3号機の連続運転延長について

四国新聞（2018年12月18日付）は、「伊方連続運転延長も 四電副社長具体的な期間検討」という見出しを掲げ以下のように記しました。

「四国電力の副社長を務める玉川宏一原子力本部長は17日、原子力規制委員会との意見交換で、再稼働した伊方原発3号機（愛媛県伊方町）を巡り『運転サイクルの延長に挑戦したい』と述べ、13か月以内で実施してきた定期検査の間隔を長くして、連続運転の期間延長を目指す考えを示した」。

この副社長発言に原子力規制委員会の更田豊志委員長は「事業者から提案があれば、規制当局として議論を進めたい」と応じたと記し、翌々日の同紙（2018年12月20日付）には愛媛県の中村時広知事が記者会見で「定検の間隔延長を事前協議の対象とすることを検討する」と述べたと報じられています。

しかし、当社は直ちに「当社において、定期検査間隔の延長について、具体的計画を進めている事実はありません」（当社HP「伊方発電所3号機の定期検査間隔延長に関する一部報道について」2018年12月18日付）と上記玉川発言を否定しました。

その後も更田委員長の前向き発言（四国新聞、2019年1月10日付）があり、当社は2月4日に愛媛県と伊方町との安全協定を改定し、定検の間隔延長を事前協議の対象としました（当社HP「伊方原子力発電所周辺の安全保護及び環境保全に関する協定書および確認書の一部改定について」2019年2月4日付、四国新聞、2019年2月5日付）。改定された安全協定の確認書の事前協議には「定期検査の終了日から次の定期検査の開始日までの期間の変更」と記されています。

私たちは当社の上記発表に大変驚くと同時に怒りを持っています。というのも、先に記したように「定期検査間隔の延長について、具体的計画は」ない、とわざわざHPで明言していたからです。

さて、質問です。先の当社HPは、誤りであったのか、または偽りなのか、いずれにしても誰もが納得できる理由を挙げてお答え下さい。もし、約1カ月半後に当社の方針が変更されたのなら、その理由と経緯を具体的にお答え下さい。

質問4 再び使用済燃料の乾式貯蔵施設の設置について

公開質問書（10）において私たちは上記乾式貯蔵施設の設置について、当社のいう「一時的に貯蔵する施設」の「一時的」とは具体的にいつまでなのかを質問しました。

ところが当社の回答（2018年12月3日付）には具体的な数字を全く示さず、「一時的な貯蔵」、「計画的な搬出」という文言を繰り返し、その上、日本原燃の青森県六ヶ所村の再処理工場について「主な試験を完了しており、竣工に向けた技術的な見通しがすでに得られており」「2021年度上期の竣工を目指している」と、尋ねてもいないことを記しています。

とはいえ、当社の計画では最長60年間保管の施設を2023年度に運用開始する。その理由は、このまま稼働すれば3号機の保管容量が2024年度頃には満杯になるということでした（2018年5月26日付新聞各紙）。

さて、質問です。もし、当社の回答通りなら、約250億円もの費用をかけて「一時的」に

せよ貯蔵施設を作る必要はどこにあるのですか。お答え下さい。それとも、1997年完成予定が23回も延期され、すでに破綻している「核燃サイクル」を当社も本当は信じていないが、60年の間には何とかなるだろうと考え、とりあえず「一時的」と記したのですか。正直にお答え下さい。

質問5 原発施設から排出されるトリチウムについてどう受け止めているのか

広島地裁での伊方発電所運転差止裁判の本案訴訟答弁書（2016年6月1日）で当社は、放射性液体廃棄物中のトリチウムについては、保安規定に定めた基準値を大幅に下回っていると記しています。

とはいえ、近時、単体としてのトリチウムが海水中の有機物と結合して生成される有機結合同型トリチウムの研究が進み、トリチウムの毒性についての考え方が大きく変わりつつあります。この有機結合同型トリチウムは、海洋生物の食物連鎖によって高次の生物体内に高濃度に存在し、排出も緩慢であることが指摘されています。環境に存在する有機物と結合したトリチウムの人体に対する毒性は、従来から考えられてきた単体として存在するものよりはるかに強いものであると内外の科学専門誌等（たとえば、A. ターナー等著「河口水域におけるトリチウムの分配—有機物質の役割」Journal of Environmental Radioactivity Vol.100 Issue. 10, Oct. 2009、2018年10月20日、渡辺悦司訳〈<https://bit.ly/2I1LcjG>〉、「特集トリチウム水の行方と健康被害」『DAYS JAPAN』2018年11月号参照）に報告されています。

さて、質問です。①当社はトリチウムの毒性に関する最新の研究をフォローできているのでしょうか、さらに、②この研究成果にどのような見解を持っているかを具体的にお答え下さい。

たとえ規制値内であるとしても、伊方発電所が排出するトリチウムは極めて閉鎖性の大きい瀬戸内海に長期間滞留することが考えられます（たとえば湯浅一郎『海の放射能汚染』緑風出版、2012年、湯浅一郎『原発再稼働と海』緑風出版、2016年参照）。環境省の統計によると瀬戸内海区域人口の合計は、2972万7千人とされています。もし将来にトリチウムの毒性が顕在化した場合、瀬戸内海にただ一か所の原発を持つ当社が責任を追及されることは必至であり、その損害賠償額は天文学的数字になります。経営的観点からも、これ以上の排出を止め、トリチウム問題が浮上する前に伊方3号機を廃炉にして上記の責任を回避することも選択肢の一つです。

さて、質問です。③当社はこの負担に耐えられるのでしょうかお答え下さい。併せて、④伊方3号機を早期に閉鎖する考えがあるかどうかをお答え下さい。

以上、5つの質問について、2019年3月25日（月）までに文書にて本会事務局にご回答下さい。

771-0117 徳島県徳島市川内町鶴島 120-1

事務局代表 本田耕一